

＜非正規滞在者への医療制度＞

～ 移住連省庁交渉での厚生労働省文書回答より ～

(1) 2010年11月2日

＜質問＞ 入管法改定後も、在留資格・住基台帳への登録の有無にかかわらず、引き続き適用される制度は？

＜回答＞

- ・65歳以上及びハイリスク層に対して、市町村長が毎年行う結核の定期健康診断
(感染症法第53条の2第3項)
- ・助産の実施(児童福祉法第22条)
- ・母子健康手帳の交付(母子保健法第16条)
- ・養育医療の給付(母子保健法第20条)
- ・労働法全般
- ・年金各法全般

(2) 2011年3月7日

＜質問＞ 育成医療、更生医療、結核の治療、精神保健医療、小児慢性疾患医療、予防接種については、従前どおり適用されるか。

＜回答＞

1. 結核の治療及び予防接種については、従前どおり適用される。
2. 育成医療、更生医療、精神保健医療について

(1) 育成医療は、障害児に対して行われる生活の能力を得ることを目的とするものであること等から、基本的には入管法に定める在留資格のない不法滞在外国人への適用は想定していないが、緊急に手術等を行わなければ将来重度の障害を残すような場合には行い得るものと考えている。

(2) 身体障害者福祉法第4条に定める身体障害者に対する更生医療の給付については、国籍要件はないが、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護するという同法の目的を踏まえれば、入管法に定める在留資格のない不法滞在外国人は身体障害者福祉法の適用を受ける身体障害者としては想定されており、不法滞在外国人に対する当該給付も想定されていないものと考えている。

(3) (精神保健医療である)措置入院においては、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者等の医療及び保護を目的とする点に鑑み、国籍の如何を問わず医療保護を図るよう措置されるものであると考えている。

3. 小児慢性疾患医療について

非正規滞在者については、本来、入管施策に基づく適切な対応措置が講じられるべきものであるが、養育医療の給付と同様で、小児慢性疾患治療研究事業においても、人道的見地から各自治体の判断により、事業の対象とすることまでを妨げるものではない。

＜質問＞ 「年金各法全般」とは、厚生年金保険、国民年金保険を指すと考えてよいか。

＜回答＞ お見込みの通り。